

平成28年第2回上三川町議会定例会会議録

平成28年3月7日（月）

6 目 目

（一般質問）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 石崎 幸寛	第10番 勝山 修輔
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 田村 稔	第16番 津野田重一

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 石崎 幸寛	第10番 勝山 修輔
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 田村 稔	第16番 津野田重一

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 田中 文雄 書記（総務係長） 遠井 正
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	隅内 久雄
教 育 長	森田 良司	総務課長	岸 豊
企画課長	秋山 正徳	税務課長	伊澤 幸延
住民生活課長	横島 晃	福祉課長	川島 信一
健康課長	渡辺 誠司	保険課長	海老原俊輔
産業振興課長	石崎 薫	都市建設課長	伊藤 知明
上下水道課長	小林 実	農業委員会事務局長	石戸 実
会計管理者兼出納室長	坂本 稔	教育総務課長	鶴見 勉
生涯学習課長	瓦井 治男		

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 議席の一部変更
日程第2 常任委員の選任

日程第3 一般質問

午前10時00分 開議

○議長【津野田重一君】 皆さん、ご起立願います。

(全員起立)

○議長【津野田重一君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【津野田重一君】 ご着席ください。

会議に入る前に、今回新たに議員に当選された篠塚啓一君が出席しておりますので、自己紹介をお願いします。

○1番【篠塚啓一君】 篠塚啓一です。ぜひ、今後ともよろしくをお願いします。

○議長【津野田重一君】 これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は16人です。

日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【津野田重一君】 日程第1「議席の一部変更」を行います。

今回当選された篠塚啓一君の議席に関連し、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。

ただいま着席のとおり、13番・稲葉 弘君を14番に、以下、12番から2番までを1番ずつ繰り上げ変更し、篠塚啓一君を1番にいたします。

○議長【津野田重一君】 日程第2「常任委員の選任」を行います。

今回、当選された篠塚啓一君を、委員会条例第7条第4項の規定により産業厚生常任委員に指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 異議なしと認めます。したがって、篠塚啓一君を産業厚生常任委員に選任することに決定いたしました。

○議長【津野田重一君】 日程第3、4日に引き続き一般質問を行います。

順序に従い、11番・生出慶一君の発言を許します。11番、生出慶一君。

(11番 生出慶一君 登壇)

○11番【生出慶一君】 では、順序に従いまして一般質問させていただきます。

今回は、一応大きく3つの内容にさせていただきました。1番として、子ども・子育て支援について。

①子ども・子育て支援法が施行され新制度に移行した内容の周知徹底は図られているか。

②町から町外、また町外から町へ、地元に戻って出産する、いわゆる里帰り出産の現状はどうなっているのか、ご質問いたします。

③としまして、母子健康を把握する視点から重要な役割を持つ母子健康手帳について、どのように活

用されているのか、質問いたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

(福祉課長 川島信一君 登壇)

○福祉課長【川島信一君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

子ども・子育て支援新制度は、人口減少や少子高齢化の進行が全国的に大きな社会問題となり、次代を担う子どもたちが健やかに育つ子育て環境を社会全体で支える仕組みを構築するため、平成27年4月から本格施行いたしました。

本町でも上三川町子ども・子育て支援事業計画を策定し、「子どもが輝く笑顔の地域」を基本理念として、誰もが安心して子育てができるよう、さまざまな子育て支援施策に取り組んでおります。

議員ご質問の新制度に移行した内容の周知徹底についてでございますが、新制度に伴いまして大きく変わりましたのが、保育所等に入所にかかわるものでございます。そのため、保育所等の入所希望者等に対しましては、窓口での案内や方法、及びホームページ等に掲載し、在園児に対しましては個別に通知をして対応するなど、周知を図ってまいりました。

さらに昨年10月には、新制度のほか子育て支援などの情報誌としまして、「上三川町子育て支援ガイドブック」を新たに作成しております。町内の保育所や幼稚園の在園児につきましては全員に配布してご利用いただいているところでございます。また、妊娠届や出生届、転入届などの申請時を利用しての窓口配布や、町内事業所等への配布のほかホームページ等にも掲載しておりますので、新制度についての周知徹底は図られていると考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 健康課長。

(健康課長 渡辺誠司君 登壇)

○健康課長【渡辺誠司君】 ただいまのご質問の2点目についてお答えいたします。

里帰り出産とは、妊婦が住み慣れた地元や実家に戻り赤ちゃんを生むこと、または産後に実家で過ごすこととございます。里帰り出産の現状については、出生届時に保護者に記入いただく赤ちゃん連絡票から推計しますと、おおむね半数程度が里帰り出産をされていると思われれます。また、里帰りをしない産婦の方の中には、実家から実母等から手伝いにくるという方もいらっしゃるようです。

次に、ご質問の3点目についてお答えいたします。

母子健康手帳は、母子保健法に基づき、妊娠届出をした方に町が交付しているものでございます。手帳には厚生労働省令で定められた統一様式として、妊婦や乳幼児の健診時の記録や保健指導の記録のほか、出生証明書や予防接種状況等の記入欄がございます。その他、母子の育児に関する必要な情報も掲載しており、母子の健康を管理する非常にすぐれた母子保健のツールとなっております。

母子健康手帳は、妊婦自身の健康状態の記録を確認できるものであり、さまざまな情報が掲載されている育児書でもあり、子の成長を記録した貴重な財産となるものです。妊娠届出時には、その都度記録し、子が成長するまで大切に保管していただくよう指導しているところでございます。

支援者である町は、この母子健康手帳に記録された貴重な情報をもとに、乳幼児健診や予防接種の未接種勧奨等、多様な場面で保健指導を行っているものでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 今回の質問については、私は前回、厚生の方々にいたもので、私が関与していたかなと思って上三川町の子ども・子育て支援事業計画、これについて内容を調べさせてもらったら、私ではなくて副委員長が担当になっていたものですから、安心して中身も再質させていただきたいと思えます。

まず、①として子育てに関する集いの場所が、上三川町ですと、子育て支援センターあったか広場というのがネットのほうで載っておりましたが、これの利用状況とか活用状況、あとは中からどんな意見が出ているか、それをちょっと伺いたいと思えます。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【川島信一君】 子育て支援センターですが、平成26年度、昨年度の状況ですと、利用者全員で1年間で8,918人、1日当たりにしますと大体16.8、17組ぐらいの利用があります。この子育て支援センターにつきましては、子育て家庭のほうでいろいろなご質問、不安等があります。そういった不安等につきまして、常勤しております職員のほうが、保育士の資格を持った者がいるわけですが、保育士の資格を持った者が経験などから、また学んできたものからいろいろなアドバイスをすることで、そのほかにも子育て支援センターをこういうふうにしてほしい、ああいうふうにしてほしいという意見も取り入れまして、今後の子育て支援センターをどのようにしていくかということの検討材料とさせていただきます。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 それと、新制度のあれで自治体、担当職員とか子育て会議の委員なんかに対して研修とかの実施、これは国とか県からの指示事項だと思いますが、各自治体でそういうものをなるべくやるように希望するとなっていますけれども、上三川町の場合はこれをやっていますか、その辺のところをちょっと教えてください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【川島信一君】 子育てのいろいろなかかわる方についての研修、これは学童保育、また保育所の職員等、いろいろな方についての研修が今度の子育ての新制度につきましては、研修するようということの周知がされております。それにつきましては、市町村のほうでもやるようということと通知は来ているものですが、何分専門的な研修になりますので、市町村のほうではなかなか実施が難しいということで、県内の市町村におきましては、栃木県のほうが実際は取りまとめをしまして研修を今年度も実施しております。

今年度におきましては、学童保育の先生についての研修ということで2月と3月に実施されておりまして、2月には学童保育の先生が2名、3月の研修には1名、出席しているところです。

以上で回答を終わります。

○議長【津野田重一君】 生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 これから子どもの出生率自体も恐らく下がっていくと思えますから、子ども

の子育て支援等については十分配慮していただきたいと思います。県のほうの内容の講習会に何名か出ているという話ですので、あくまでも、これは新しい制度でまだ始まったばかりですから、一応、2番目のほうに移らせていただきます。

②里帰り出産、私のほうでネットで調べたところだと、約65%ぐらいが行っているらしいということがありましたけれども、里帰り期間中の医療費の問題、あと困り事相談、これは町のほうでどういうふうにして対応しているか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。健康課長。

○健康課長【渡辺誠司君】 里帰り出産でございますが、平均しますと約半数ということなのですが、第一子、最初のお子さんに限れば、26年と27年の統計では、26年が57%、27年では66%と、最初のお子さんのときには里帰り出産する傾向があるようでございます。また、里帰りした際に妊婦健診をまだ全部終わっていない方につきましては、そちらの病院で受診するということになります。県内であれば問題はないのですが、県外であれば、一時的に自己負担で支払っていただいて、こちらへ戻ってきたときに申請を出して償還払いというような形になると思います。

また、赤ちゃん訪問事業というものがございまして、4カ月の間に全ての赤ちゃん、新生児のお宅へお邪魔しまして、母子の健康を確認するという事業が義務づけられております。4カ月たってもこちらに戻ってこないような方につきましては、その実家がある市町村と連携をとりまして、そちらの母子保健担当の者がお宅にお邪魔してその様子を見てくる、そしてその内容をこちらのほうに戻してもらうというようなことをやっております。

最初の乳幼児健診が4カ月健診なものですから、4カ月を超えて実家のほうにやむを得ない理由で滞在しているという場合には、またそちらの市町村と連携をとりまして、そちらの母子に対して支援をしていくというようなことになろうかと思えます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 里帰り出産、現実的には、先ほど課長が言われたように、確かに第一子の場合、母子ともにやはり不安が随分あるような状況みたいですので、町のほうとしても、確かに、ほかの県外、町外に出ている方も、やはり上三川町に戻ってきて出産するということになる場合、今まで住んでいた上三川町、町のほうの対応は随分頼りにしてきますので、これの医療費とか、そういうものは今、一応実費で払って、あとは相手先の自治体に行ってお金を払い戻していただくという内容で、そのほかは母子健康とか、あとはいろいろな教室関係の参加なんかはどういうふうになっているか、ちょっとわかれば教えていただけますか、そのほかの相談、そういうあれで教室関係とか、一応対応になるのか、ならないのか、あとは町外だから通知がいかないということがあるのか、その手続方法とか、そういうものがありましたら教えていただきたいと思えます。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。健康課長。

○健康課長【渡辺誠司君】 町外から上三川町へ里帰り出産に来ている妊婦の方については、町のほうでは把握はできません。逆に、住所登録をしている市町村から上三川町へ、先ほど言いました赤ちゃん訪問事業、これをお願いするという通知が来て初めて里帰り出産があるという事実がわかるわけござ

います。先ほども言いましたけれども、4カ月健診が最初の健診になりますので、ほとんどの方はそれまでには住所地のある市町村へ戻られているというのが実態でございます。まれに、そういった4カ月を超えてこちらのほうに滞在していて何らかの相談事があった場合には、そういった相談にもものごとができますが、町で実施しております事業については原則、参加はできないものと考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 おおよそのあれはわかりました。

あと、③として、母子手帳の発行についてなのですけれども、これも上三川の場合には上三川町独自の手帳でやっているのか、栃木県全体でまとめたものを使用しているのか、その辺のところを教えてくださいいただけますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。健康課長。

○健康課長【渡辺誠司君】 先ほどの答弁の中ではあるんですが、この手帳につきましては厚生労働省令といった政令がございまして、そちらのほうに様式が定められておりますので、上三川町では、その定められた様式をそのまま使用しているところでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 それでは、子どもの子育て、母子手帳もそうなのですけれども、やはりこれから育っていく子どもたちに十分に配慮される町となって、上三川町はやはり安心して住める町にしていていただきたいと思います。

では、2番として、道路等整備の現状と対策についてお伺いいたします。

①町道の維持管理状況はどうなっているか。

②住民からの苦情・要望の状況はどうなっているのか。

③住民からの要望のある舗装道路を全て新設舗装した場合、どのぐらいの予算が必要なのか。

④毎年、住民から要望のある道路、河川整備を具体化するに当たり、どのような基準で優先順位を決定しているのかをお伺いしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

(都市建設課長 伊藤知明君 登壇)

○都市建設課長【伊藤知明君】 ただいまの1点目のご質問にお答えいたします。

町道の維持管理につきましては、職員が日常的に実施しています道路パトロールや、自治会及び町民から寄せられる情報などをもとにしまして道路の状況把握を行い、舗装道路の穴埋め補修や路肩補修などの軽微な補修につきましては、適時、職員により行っております。

また、職員での対応が不可能な補修等につきましては、町内の建設事業者による道路維持管理業務委託により実施しているところでございます。

次に、2点目のご質問にお答えします。

住民からの要望状況につきましては、毎年、各自治会等から30件前後の要望書の提出がございまして、記録が残っている昭和55年度から平成26年度までの35年間では、合計900件の提出がござい

した。そのうち675件は既に処理対応しており、その割合としましては約75%になります。また、苦情等につきましても毎年数多く寄せられております。苦情等の受付後は速やかに現地確認を行い、迅速な処理対応に努めているところでございます。

次に、3点目のご質問にお答えします。

舗装新設の要望件数は、これまで323件あり、そのうち未対応の件数は102件でございます。未対応の要望の中には、町の整備基準を満たしていないものもございしますが、全ての整備を行う場合の事業費といたしましては、概算で約3億円程度が必要になると考えられます。

次に、4点目のご質問にお答えします。

住民からの整備要望につきましては、緊急性、公共性、投資効果等を勘案した統一した優先順位評価を行うことにより、効率的で効果的な透明性の高い整備に努めております。評価基準につきましては、児童生徒の通学路、道路の位置づけ、交通量、地権者の協力体制などの評価項目を客観的に判断しまして優先順位を定めることとしております。

いずれにしましても、限られた財源の中、より事業効果の高い整備を進めていくためには、整備すべき路線等の緊急性や必要性を十分に考慮しまして、より重要度の高い路線等から効率的に整備を進めていく必要があると考えているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 大体の数字とか、そういうものがわかってきたと思います。維持管理でも、交通量の多いところ、こういうところはこういうふうな計画でやっているか。そっちを先に質問いたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 ただいまの交通量の多い道路の維持管理はどのようにしているかというふうなご質問でございます。交通量の多い道路につきましては、道路パトロールの頻度を増やすなどして道路状況の把握に努めている。また、定期的に外部委託を行いまして、道路の舗装の傷みぐあい の状況を把握します路面性状調査というものを実施し、舗装の損傷度などの把握に努めているところでございます。そのような結果に基づきまして、道路の維持管理、修繕等を計画的に行うことにより、安全で円滑な通行の確保に努めているというような状況でございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 維持管理を町の職員さんとか、小さいところなどは随分やっていたい ているのは、私自身も目にはしております。道路の厚みの中で、厚さが薄くて、アスファルトの表面がもう完全に割れてしまったとか、あるいは、側壁、そういうところなどが崩れ出しているとか、そういうもの の維持管理に対しての計画というのは、今現在、持っておりますか、あればちょっと教えていただきたい と思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 ただいまの舗装等の補修とか側壁等の補修等につきましては、先ほど

の答弁でもありましたように、軽微なもの、職員で対応ができるものについては適時、職員で舗装の穴埋め、路肩等の補修等は実施しております。職員で対応がちょっと難しいものにつきましては、建設事業者のほうに年間契約で道路の維持補修等の委託契約をしてございます。そういうもので補修をする。また、その道路の維持補修ではなく、もっと長期的な計画で直していかなければならないという事業につきましては、実施計画等にその事業計画を盛り込んで計画的に実施しているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 維持管理などで今現在、町のほうの職員さんたちがやっているのは、簡易アスファルトみたいな、常温で、ちょっと温める程度のアスファルト材料を使って修理していただいているのですけれども、これがちょっともちが悪いのです。1年ぐらいたつと、また傷みがひどくなるので、何かほかの種類とか、そういうもの、どっちみちアスファルトに対してはアスファルトでなければ多分だめだと思いますから、材料などの検討はしたことがありますか、あるか、ないかだけちょっと質問したいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 職員が行う道路の穴埋め等につきましては、先ほど議員さんが言われましたように、簡易のアスファルト、タイネックス等で、職員が行って、その穴のところにアスファルトを埋めて、簡易な転圧をするということで、本当の簡易補修で行っている補修でございます。その簡易補修につきましては、その道路の穴等で事故等が起こらないようにということで簡易的に行っているものでございます。その後、当然、道路の傷みがひどいというものにつきましては、職員ではなく業者に頼んで、その場所の舗装のオーバーレイ工事、または打ちかえ工事等の対応をするというようなことで進めているところでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 3番目の、先ほど住民からの要望を全て行うと約3億円ぐらいの予算が必要となるというお話だったのですけれども、これは年次計画というか、何年ぐらいの計画で、ゼロにするか、例えば、5カ年計画でも何でもいいですから、そういう計画があるか、ないか。

それと、もう一つ、狭隘道路、苦情の中に多分そういう問題も出てきていると思います。狭隘道路の場合には、町のほうで道路計画をつくり直すよりほかにはないと思いますけれども、少しでも車のすれ違いができるように町のほうでも何らかの考えがあるか、ないのか、その2点をお願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 ただいま舗装新設工事についての計画があるかというふうなことでございますが、先ほど答弁しましたように、今まで要望件数でまだ未処理が102件ほど残っております。件数としては大変多い件数でございます。今現在の年次の予算規模ですと、毎年、舗装新設として四、五件程度の事業で進めているところでございます。そういうふうな状況の中で、先ほども言いましたように、優先順位を決めて計画的にやっているということで、きちっと5カ年で全ての整備を行うという

ふうな計画につきましては、現在のところございません。

また、狹隘道路等の対応というふうなことで、道路拡幅とか、そういうふうな工事になろうかと思うんですが、道路改良工事の要望箇所につきましても、現在233件ほどの要望がございまして、まだ未対応の要望箇所としましては、六十数件の要望がございまして。そういうふうなことにつきましても、総合的な判断をして、緊急性とか、そういうふうな事業効果のあるところから順次進めていると、そういうふうな状況でございまして。

以上です。

○議長【津野田重一君】 生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 前にも道路整備問題では何遍も質問させていただいてはいるのですが、我々のほうにも住民からの要望で、話で一番来るのは、この道路整備関係の問題がかなり多いんです。町としては、予算をいっぱい取れというわけにもいかないですし、ほかを削ってというわけにもいかないのですが、これからインフラ整備、道路等の整備に対してなるべく前向きに進めていっていただければ幸いです。

次に、3番、個人番号、マイナンバーについて質問させていただきたいと思っております。

個人番号、マイナンバーの配布状況はどのようになっているか。マイナンバーカードの交付手続の現状はどうなっているか。高齢者や子どもの個人番号カード交付における代理申請について、どのようにして対応しているか、お尋ねしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。住民生活課長。

(住民生活課長 横島 晃君 登壇)

○住民生活課長【横島 晃君】 ただいまのご質問について、関連いたしますので一括してお答えいたします。

マイナンバー法が平成27年10月5日に施行されたことに伴いまして、個人番号の通知カードが法施行日の10月5日現在の住民登録地に世帯単位で簡易書留にて郵送されたところでございます。通知された世帯数は1万1,246世帯で、受け取り済みの世帯は1万1,045世帯でございます。受け取りをされていない世帯は201世帯ございまして、これらの世帯には休日受け取りのご案内を12月に個別通知したところでございます。また、あわせて広報やホームページ、窓口において通知カードの受け取りのご案内をしているところでございます。

続きまして、個人番号カードの交付申請状況は、ということでございますが、2月22日現在で、申請者は1,636人、カードが作成され町に納品された数は1,018人分でございます。このうち、交付済み数は247人です。残り771人分は、町で交付前のカードに設定を行った後に交付が始められることとなっております。

個人番号カードの受領を代理人に依頼できる場合は、15歳未満の者及び成年後見人が交付申請者の場合と、病気や身体の障がい等、やむを得ない理由によるものがございまして。交付申請者が15歳未満の者及び成年後見人の場合は、法定代理人にその資格を証明する書類等を提出させ、法定代理人と確認できた場合に交付することになります。

交付申請者が病気や体の障がい等、やむを得ない理由により交付窓口に来庁できないと認められる場

合は、来庁困難であることを証する書類や委任状等を当該交付申請者の指定した者に持参させ、来庁が困難と認められるときには、個人番号カードを交付することとなっております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 マイナンバーについては、実際に始まってまだそんなに日がたっていない状況があるので、今回、どんな状況かなと思って質問させていただいたのですが、カードの作成の日にち、1日に手続きできる人間は、大体どれくらいの人間ができるか、わかりましたら教えていただけますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長【横島 晃君】 はい、ただいまのご質問でございますが、個人番号カードを1日にどれくらい交付できるかということでございますが、カードを交付する際には本人確認を厳格に実施するために、書類の確認とか顔認証システムというものがございまして、そういったものを利用して確認を実施したり、また、カードに暗唱番号等を入力しなければいけないとなっておりますので、一人当たりの交付に要する時間は10分から15分程度かかるのではないかと考えてございます。交付時間につきましては、個人の状況にもよると思います。1日に交付できる人数は、約30人から40人程度かと考えてございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 大体30人から40人ということで、最近、新聞でシステム障害などが頻発しているということで新聞などには出ておりますけれども、上三川町ではどうなんですか、やはりあるんですか。

それと、今現在、上三川町ではマイナンバーのカード専用の機械というのは、一応1台でやっているわけですか。その辺のところをちょっと教えてください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長【横島 晃君】 システムについてですが、機械でございますけれども、議員ご指摘のように1台で対応してございます。

それと、システムの通信障害、やはり上三川町でも若干起きているところでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 先ほど、代理人によって来庁できない人の対応も行っているとはなっていますが、これ、代理人の場合ですと、やはり手続自体も難しくなっていくんですか。それとも、前もって代理人専用の書類か何かがあれば、そういうもので対応しているか。あとは、子ども、乳幼児なども含みますけれども、これの写真の規定、そういう問題はどうなっているか。子どもの場合ですと、ある程度まで、例えば、1歳になったら、3歳までの間に切りかえるとか、いろいろなあれがあると思っておりますけれども、その辺のところをちょっとお聞かせください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長【横島 晃君】 代理人の手続の場合の申請の仕方でございますが、委任状等をつけていただくことと、ご本人さんの運転免許証とか、また、代理で来られる方の運転免許証などにより確認させていただいて交付しているところでございます。

また、乳幼児の写真でございますが、乳児の場合、なかなか自分で立ったりすることができませんので、布団に寝かせた上に白いシーツ等を敷いて、顔を正面に向けて写真を撮っていただくような方法をとっていただくことになってございます。

また、小さいお子様の場合は、容姿等が変わることが想定されますので、そのカードの使用期限が5年となっております。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 それと、先ほど、番号の配布がまだ終わっていない世帯があると聞いたのですけれども、これについてはどういうふうに、先ほど、日曜日でも何でも対応するというので、12月ごろに通知書を送ったという話なのですけれども、本人が入院か何かで、独居老人とか、そういう場合ですと、ほとんどこれは、病院に長期入院している方ですと確認のとりようがない場合があると思うのですけれども、そういう場合はどのような対応をするか、あるいは、これからどういうふうに考えているか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長【横島 晃君】 入院されている方とかの交付の方法ということでございます。病気や体の障がいなどがありまして、やむを得ない理由を証明する書類等を提出していただきまして交付をするようなことになるわけでございますが、そういった証する書面は、診断書なり障害者手帳なり、施設に入所しているという事実を証明するものなどが考えられると思います。そういったものを準備していただきまして、申請をお願いするようなことで考えてございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 マイナンバー自体もこれからのあれで、中には、マイナンバー自体を認めていない方、マイナンバー自体に反対している方もいらっしゃるからお聞きしているのですけれども、そういう方なども、やはり申請になっていない場合か、あとはカードの手続等、こっちが行っていないか、その辺のところの対応、そういうものが何かありましたら、これも国の基準、規定か何かで決まっているのでしょうか、ちょっとその辺のところも教えてください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長【横島 晃君】 上三川町におきましても、通知カードを受け取らないという方が若干名ございました。窓口に戻されたときもございまして、その場合につきましては、趣旨を説明させていただきまして、今後、そういったマイナンバーを申請書なりに記載しなければいけないというような理由もお伝えしながら理解を求めたところでございますけれども、先ほど申しましたように、若干名、受け取りを拒否している方がございます。そういった方につきましては、マイナンバーカードにつきましては、ご自分で番号等がわかっていないと思われますので、申請等につきましては、できない、申請

を上げてこないのではないかと考えてございます。しかしながら、保存年限というものがございまして、町としましては、一応6カ月程度保存することと考えてございます。その間に必要とあれば、本人を確認しながら交付をするように考えてございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 マイナンバー自体も新制度で、これを町のほうでも有効に活用していただければ幸いです。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長【津野田重一君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時13分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【津野田重一君】 11番・生出慶一君の質問が終わりましたので、順序に従い、8番・稲川洋君の発言を許します。8番、稲川 洋君。

(8番 稲川 洋君 登壇)

○8番【稲川 洋君】 順序に従いまして、私は3問の一般質問を行います。

まず最初に、町内の貴重な自然環境の保護についての質問を行います。上三川町内は都市化が進展しているとはいえ、農業が基幹産業であることと相まって、まだまだ多くの自然環境が残されております。特に日常生活をしている町民の皆様には、なかなか気づきにくい上三川独自の河川景観や史跡環境などは、ほかの市町に比べても誇るべき町の財産と言っても過言ではありません。こういった河川環境や史跡環境を活用して町おこしにつなげる方策等につきましては、ほかの機会に譲るとしまして、今回は、第1点目として、町内に残る貴重な自然環境を保護していく上での町の理念を伺いたいと思います。

続いて、第2点目としまして、磯川や水環境神主等の自然環境の保護、清掃活動の現状を伺いたいと思います。

執行部の明快なる答弁をお願いいたしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。産業振興課長。

(産業振興課長 石崎 薫君 登壇)

○産業振興課長【石崎 薫君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

1点目の町の理念でございしますが、本町は、鬼怒川や磯川などをはじめとする水辺環境豊かな河川や緑豊かな水田地帯を多く抱える町となっております。こうした中で、本町の美しい自然や景観を象徴する水辺空間においては、治水や利水機能、さらには生態系保護に配慮した適正な保全活用、緑空間の創出などに努めるとともに、水田地帯においては農業が有する多面的機能が今後とも適切に発揮される取り組みを推進するなど、町民みんなで育て守る自然環境づくりを目指していきたいと考えているものでご

ざいます。

次に、2点目の磯川などの自然環境保護の現状でございますが、水辺環境豊かな場所におきましては、そこに生息する動植物の生態系の保護に配慮するとともに、現存する自然空間の魅力を損なわないように留意しながら公園として整備、保全し、町民などの憩いの場として活用を図りつつ、自然環境の保護に努めているところでございます。

また、清掃活動と言いましたことにつきましては、町において樹木の管理や草刈りなど、事業者に委託しまして実施しているほか、磯川緑地公園においては、消費者友の会やホテルの会などの団体によります清掃活動が行われているという現状となっているものでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 それでは、(1)、第1点目の質問に対しての再質問をさせていただきたいと思っております。町では現在、河川などの環境美化に向けて、水質浄化の面でも結構ですので、どのような取り組みをしているのか、伺いたいと思っております。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長【横島 晃君】 ただいまのご質問ですが、町全体の環境についてと捉えまして、住民生活課のほうでお答えさせていただきたいと思っております。

きれいな河川につきましては、将来にわたって子どもたちに残すことは非常に大切なことだと考えております。議員ご質問の水質の浄化というものに向けて町の取り組みにつながるようなものと考えられるものにつきましては、河川などに不法投棄されたものを回収することで水質汚濁を防止することを考え、河川管理者などに連絡して回収をお願いしたり、町において回収し、処分したりしているところでございます。

また、町では、5月にとちぎの環境美化県民運動、県民統一行動がございますので、その時期に合わせまして自治会や事業所の皆様にご協力をいただきまして、河川や道路のごみの回収をお願いしているところでございます。また、町におきまして、河川や工場の排水の検査を年2回ほど実施しているところでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 そういった河川を含めました環境美化運動を行って、具体的にどのような成果となって現在まで残っているのかということ町としてどう考えているのか、その辺についてはどうでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長【横島 晃君】 なかなか成果というもの数字的なものであらわすことが難しいところでございますけれども、先ほど答弁しましたように、環境浄化の取り組みとして環境美化運動を実施しておりまして、毎年約86団体程度の参加がございまして、これのごみの回収につきましては5.8トンとか、約6トン程度の回収をしているところでございます。団体が86団体でございまして、約5,500人から6,000人程度の参加があるところでございます。また、先ほど答弁しましたよう

に、河川や工場排水の水質検査を実施したところ、おおむね基準値以内におさまっているところがございます。

大腸菌群につきましては、暖かい時期とか寒い時期に若干オーバーする時期がございますが、大腸菌群につきましては、その水についてすぐに病気になるとか、そういったことはございませんので、その辺のところは時期で数字が変わるということで認識しております。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 それでは、最近、町でも、ここ数十年下水道の整備とか、そういったものがありまして、進展によってその河川水質環境、そういったものについて、下水道の面からどのような取り組みをしているのか、また成果等、数字的なもの、概略で結構ですので、わかればお願いしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長【小林 実君】 現在、上三川町では、上三川町生活排水処理構想というようなことで3つの事業を行っております。国交省所管の公共下水道事業、また、農水省所管の農業集落排水事業、並びに環境省所管の浄化槽設置整備事業というようなことで、これらの目的に関しましては、公共水域の汚濁を防止するというようなことがございます。これらを現在、計画的に行っておるわけなのですが、数字的なもので申しますと、平成26年度末、こちらの数字でございますが、行政区域内の人口が、当時は3万1,299人ございました。普及率につきましては2万9,868人、95.4%の普及が既に終わってございます。このうちの水洗化人口、こちらに関しましては2万5,956人ということで、82.9%が既に接続となっております。今後につきましては、これらの未接続者、現在3,900人ほどございますが、これらの普及促進ということで、個別に訪問をしながら普及活動に努めていくことで現在進めております。

また、水質に関してなのですが、農業集落排水事業に関しましては、現在4つの処理場を持ってございます。こちらの水質を毎月、検査をしております。項目としては、pHとBOD、生物化学的酸素要求量、そしてSSということで、浮遊物質、大腸菌群数、窒素の含有量、リンの含有量を測定しております。処理場が供用開始する前の水質と比較しますと、このうちのBODについては、微量ではございますが改善をされております。また、SSに関しましては低減された数値が報告されてございまして、水質の改善の一役にはなっております。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 今の答弁にあったように、8割強の下水道接続、水洗化ということで答弁があったわけですがけれども、やはり、自然環境を守っていく、こういったものについては、下水道の普及促進というのは非常に大切だと思うんです。ですから、職員の皆さんのご努力はもとより、町としても自然環境を守っていくために、ぜひ、普及促進のために予算を少しでも配分していただければなと思っております。

それでは、続いて、先ほど住民生活課長の答弁にもありましたが、今後、5月末に6,000人から

の協力を得る形での環境美化運動を行っていくと。それについて、現状のままこれから先もそういった環境美化運動、あるいは、町としての環境美化運動についてどのような取り組みをしていく考えなのか、概略でも結構ですので、わかる範囲でお答えいただきたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長【横島 晃君】 環境美化運動につきましては、6,000人もの皆様のご協力をいただいているところでございます。それで、今後、さらにその環境美化運動に参加していただくようなことで、自治会や事業所のほうに働きかけをしていったほうが良いというように考えてございます。また、町では、廃棄物監視員等も雇いまして、町内全域を監視しているような状況でございまして、不法投棄を見つけたときには、地権者や管理者に、回収なりをしていただくようなことをお願いし、また、先ほど答弁にもありましたように、私のほうから、河川の水質検査を実施しているところでございますけれども、異常等が起きたときには関係機関と連携をとりながら、適切にそういった異常に対するの処理をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 本当に、町の中でも、会計は上下水道、そして生活環境、それと産業振興といういろいろ分かれていますけれども、連携をとりつつ、本当に、町内に残る貴重な自然環境を守るために努力していただければ幸いです。

続いて、町として磯川とか水環境神主などの水辺公園に対するの自然環境の保護に当たっての課題はどのようなものか。これは先ほどの答弁にもありましたように、磯川については、ボランティアの方々の、本当に頭が下がるようなご協力のこともお話がありました。そういったことを踏まえながら、これからの保護に当たっての課題はどのようなものかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 上三川町の貴重な財産である自然環境、これを10年後、20年後の次世代にきちんと引き継いでいくことは非常に大切なことだと思ってございます。先ほど答弁でも申し上げましたように、消費者友の会とホテルの会などの清掃活動によりまして、きれいな状態に維持されているということがございます。そのようなことを考えました場合、やはり、自然環境をきちんと守っていくということに対しましては、行政の力だけでは限界があると思ってございます。土地の所有者や地域住民、さらには利用者などが協働して自然環境を守り育てていくというような意識の醸成なり体制の構築などが求められてくるのだろうと思ってございます。ただ、これについては、行政が主導すればすぐにできるという問題でもございませんので、これについては、このようなことが課題ではないかと思っております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 それでは、先ほど申しましたように、水辺公園、本当に水に親しめるような公園が町内にも幾つかあると思いますけれども、そういったところから出る年間のごみの量といいますか、そういったものはどの程度あるのか、量的なものを把握していなければごみの回収などをどのように行

っているのか、それについてお聞きしたいと思っております。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 産業振興課で管理しております水辺空間を生かした公園といたしましては、磯川緑地公園と水環境神主公園、両施設ございます。これの清掃ということに対しましては、事業者に委託しているほか、職員が定期的な見回りなりごみ拾いを行っているというような状況でございます。こうした中で事業者が清掃活動を実施している際に発生するごみの量、これについては年間である幅がありますけれども、約500キロから1,000キロ程度、これが年間に出るのではないかと考えてございます。

また、職員のごみ拾いによりまして発生する量ということについては、飲料水の空き缶とかペットボトルというような類であれば、1回当たり数個というような状況になってございますので比較的良好的な状態に保たれているのではないかと考えてございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 そういった、今、答弁にありましたように、水辺公園は水に親しむ公園、そういったところのごみの軽減に向けて、今後なお一層減らすためには、町としてどのような方策を考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 公園などにごみを捨てる、捨てないということにつきましては、その場所がどんな状態にあるのかによっても違って来るのだらうと考えてございます。こうした中で町といたしましては、清掃活動を事業者に委託するとか、町の職員が定期的にごみ拾いなどを実施しまして、できるだけその場所をきれいに保つことによりまして、捨てられない、捨てない環境づくりに努めましてごみの軽減に結びつけていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 はい、ありがとうございます。磯川については低層湿原ということで、いわゆる平地の湿原として国内でも大変貴重な自然環境だと思います。そういった公園に対して、先ほど答弁にありましたように、ボランティアで清掃活動をやっておられる団体の方、そういった方々に対して町当局は謝意をあらわしながらいろいろ情報交換をして、この貴重な自然環境を守っていくために努力していただきたいと思います。

自然環境は、そもそも、その場所に存在する動植物を保全、保護して後世に伝えていくことが大切だと考えます。いかに貴重な動植物であっても、基本的に、ほかの場所から移設した、そういった成育環境の全く違った植物などを磯川などに移植することなどを防いでいくことが必要だと思いますが、公園内にそういった事例を発見した場合には、町としてどのような措置をとっているのか、伺いたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 ただいま議員がご指摘されますように、動植物が持ち込まれることに

よりまして、その生態系、これを壊す恐れがあるというようなことは感じてございます。ただ、一方では、そのことによりまして公園の魅力が向上するというようなことも考えられると思っております。こうしたことから、そのような相談があった場合には、生態系への影響などにも配慮しながら、適宜対応しているという状況でございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 いろいろ答弁をいただいたのですが、今後とも磯川などの自然を、基本的に、あるがままに保全して後世に残していただきたいと思っております。

次の質問に移ります。健康意識のきっかけづくりの一つの方法として、本年度から健康マイレージ制度が創設されたわけですけれども、健康マイレージ事業について、まず第1点目として、健康マイレージ事業の町民に対する周知度はどの程度か、さらに、現在のマイレージカード発行枚数とか、町民の反応、マイレージ事業の効果として町民の皆さんにどのような健康意識の向上が見られるかなど、総体的に健康マイレージ事業の現況と効果についてどう考えているかをお伺いします。

続きまして、第2点目として、将来的に健康マイレージ事業をどのように展開し発展させていくつもりかについて町の考えを伺います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。健康課長。

(健康課長 渡辺誠司君 登壇)

○健康課長【渡辺誠司君】 ただいまの1点目のご質問についてお答えいたします。

健康マイレージ事業は、町民の健康づくりに対する意識の向上と主体的な実践への動機づけとなることを目的に、平成27年7月から実施しております。事業内容といたしましては、日々の健康づくりへの取り組み、健康診査の受診、健康や運動に関するイベントの参加などにポイントを付与しまして、一定のポイントが貯まった方に特典として、町内の商店街で利用できる商品券を贈呈するものです。

今年度は初年度ということもありまして、広報への掲載やパンフレットの全世帯配布、町の保健事業での普及啓発など、町民へのPRを積極的に行ってまいりました。参加者数は2月19日現在で227人です。この事業の効果といたしましては、健康づくりへの意識の向上と健康づくりの習慣の定着を期待するものです。

健康マイレージの特徴は、健康づくりの実践後の健康記録を記入することにより、自身の生活習慣の振り返りができることとあります。参加者を対象に実施しましたアンケート調査では、その振り返りにより、自身の健康に対する意識づけができたという意見が多くありました。また、回答をいただいた方全員が、健康づくりを今後も継続して実践したいと回答しておりまして、事業の効果が少しずつあらわれてきているものと認識しております。

次に、2点目、健康マイレージ事業は、平成27年度から平成29年度までの3カ年間の予定で実施しております。今年度は、事業内容の複雑さが健康づくりに対して関心が低い対象者への動機づけにはなりにくい要因になったと考えております。このようなことを踏まえ、来年度は事業内容を簡易化し、若年者から高齢者まで、より多くの方に自分にあった健康づくりを継続して取り組んでいただけるよう見直しを行い、参加者の増加につなげてまいりたいと考えております。

また、3カ年終了後につきましては、町民の参加状況や事業の効果を検証した上で、事業を継続するか否か、その点で検討させていただきたいと思います。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 それでは、再質問に移らせていただきたいと思います。

現在、町では、どのような健康マイレージの普及啓発事業を行っているのか、簡単に答弁願いたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。健康課長。

○健康課長【渡辺誠司君】 普及啓発でございますが、ことし初年度ということで、まず6月に広報と一緒に健康マイレージのシート、これを全世帯に配布しております。また、各種健康教室、それから、特定健康診査の結果説明会におきまして、やはり保健師等が、その事業内容についても説明しております。それから、乳幼児健診の際にもお母様方にチラシを配布しております。また、関係機関の民生児童委員協議会や中央公民館等の講座、こちらにおいても事業内容の説明を実施し、また、学校を通じまして、児童生徒のお子さんたちに、シートをもう一度家庭に持ち帰っていただいて保護者の方にはやっていただく。また、町内の大企業等にも積極的にチラシ等を配布しまして、普及啓発活動を現在まで実施してまいりました。

以上です。

○議長【津野田重一君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 先ほどもあったとは思いますが、この健康マイレージ事業を町の健康推進事業の中でどのような位置づけをしていくのか、それについて伺いたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。健康課長。

○健康課長【渡辺誠司君】 このマイレージは、そもそも運動への動機づけ、それから生活習慣病の予防ということを一義的に念頭に置いております。高齢化に伴いまして、いわゆる健康寿命が今、盛んに問題になっておりますが、運動習慣をすることによってこの健康寿命を引き上げたい。それから、適切な運動をすることにより疾病の罹患率が下がるといったことも期待しております。また、この運動をすることによりまして体力、こういったものもつきますので、いろいろなところで活動することができるようになりますので、ぼけ防止ではないのですが、認知症の予防にもつながると考えておりますので、今後もこういったマイレージ事業を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 もう少しこのマイレージカード発行者が増えてもいいのではないかと私は考えております。例えば、いろいろな団体、子供会とか老人クラブとかPTAなどの団体に、この事業を啓発するために、当該団体の会員全てのマイレージポイントを当該団体の運営費用として使用できるような仕組みをつくってもいいのではないかと、そういったことについての検討をしてもいいのではないかと。そうすれば、団体ごとに全員がマイレージカードを持って健康づくりに向かっていかれるというようなメリットもあると思うんですが、その辺の仕組みをつくることについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。健康課長。

○健康課長【渡辺誠司君】 まず最初に、そういった団体で取り組んでいただけるということは非常にありがたいことだというふうに考えております。そして、その団体の運営資金ということになりますと、これとはちょっと違うのですが、小山市のほうにおいては、ポイントをPTAのほうに寄附できるというような制度をつくっているそうでございますので、町としても、補助金制度との絡みもありますので、そういったことに対しまして可能かどうかということを検討、研究してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 それについては十分検討していただいて、近隣の市町ばかりではなく、県内、県外であっても先進の市や町があるわけですから、そういったところを十分研究・検討していただいて、よりよい方向、こういう言い方をしては大変失礼なのですが、個人的にこのマイレージポイントが付与されて、例えば、1,000円とか、そのぐらいの金額ですと小さいですけども、団体がまとまれば、例えば、構成会員が50人いらっしゃる場合には、1,000円だとするとポイントが5万円になる、それはある程度まとまったお金でその運営費用にも役立てていかれるのではないかと、私は考えていますので、それについては十分、研究・検討をしていただきたいと思えます。

また、先ほどの質問に関連するのですが、ポイント交換の商品に町の特産品などを加えてもいいのではないかと、そういったところの団体の協力も得て、この健康マイレージ制度を定着させて拡大していただければありがたいと思うのですが、その辺のところはどうでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。健康課長。

○健康課長【渡辺誠司君】 現在、ポイントをクリアしまして申請した方に提供しているものは、ベリーカードというものでございます。これにつきましては、ベリーカードの加盟店での買い物ができるということでございますが、町内にあります3つの農産物直売所、いきプラの直売所、お母さんの店、ベジタス、こちらの3店においても使えるようなことで調整しておりますので、そういった農産物の購入もできるということでございます。

議員のご質問の特産品ということにつきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 いずれにしても、この健康マイレージ事業を健康なまちづくり、そういったものに対してのきっかけづくりになるように一層の推進を求めていきたいと思えます。

続いての質問に移ります。現在、インターネットの爆発的な普及によりまして、私どもの生活も、生活様式を変えたり、新たな産業を創出したり、目覚ましいものがあります。しかし、インターネット上のやりとりは、顔が見えずに、いきおいバーチャルな空間を生み出してしまう恐れも包含しています。かつての日本人の美德とされた物腰軟らかな物言いが忘れ去られて、インターネット上では、いわゆるヘイトスピーチ的な、読むにたえない文章などが横行している現実も存在しております。

また、本人が知らないうちに本人に成り済まして、本人名を語り、ご丁寧に写真まで掲載し、あたかも当該本人が書き込みをしているふうを装い、事実と違う情報を流布喧伝するなどして書き込みされた

他人、あるいは関係者に不利益をもたらす事例も数多く発生しております。

そこで、私は、インターネット上において、役場や町職員個人が悪意ある中傷などをされた場合、町としてはどのような対応をとるのかということをお聞きいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 岸 豊君 登壇)

○総務課長【岸 豊君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

誹謗中傷は根拠のない悪口や嫌がらせで他人の名誉を汚すことであります。これは、ケースによっては名誉毀損罪や侮辱罪、信用毀損罪などの罪に問われることがございます。町や職員に対する誹謗中傷に関しましては、以前、街宣活動行為により名誉毀損等に当たる事件として、町や職員を保護するため顧問弁護士や警察当局に相談し対応いたしました。

最近では、ご質問のようにインターネット上での誹謗中傷があると聞き及んでおります。ブログや掲示板などのインターネット上の書き込みにより公然と行われる誹謗中傷は、場合によっては名誉毀損等の犯罪、また社会的信用を失うことになり、違法行為に当たることも考えられます。

町や職員に対し、そのような誹謗中傷が起きた場合には、その事実を十分確認し、町の顧問弁護士や警察に相談を行い、町や職員の名誉、または信用を保護するため適切に対応してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 インターネット上は、確かにバーチャルな空間とはいっても、現在の特殊なソフトや、そういったものを用いた技術を使えば、簡便に、どこの誰のパソコンから書き込みをされたものか、容易に判別することも可能になりつつあります。町や職員が中傷された場合、町がみずから犯人探しをして騒ぎ立てるよりも、当該サーバーを管理するプロバイダー等に対して厳重に抗議したり、削除の申し入れをしたり、あるいは名誉毀損事件として告発を行うなどの考えはあるのかどうか、再度伺いたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【岸 豊君】 そのような誹謗中傷等が明確にあった場合には、これは、先ほども答弁の中で申しましたように、事実確認を十分行いまして、顧問弁護士や警察当局に相談をし、また必要であればサーバーの運営管理者、こういったところにも申し入れをしていながら対応をまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 町にパソコンはかなりの台数あると思いますけれども、逆に言えば、パソコンがないと町の事務事業が遂行できないというような現状であるとは思いますが、町の全てのパソコンがインターネットに接続する環境にあるのか、または、町のパソコンがインターネットに接続できる環境にあるのは、そのうちの限られているものなのか、そうだとした場合、それは町が所有するパソコン総台数のどの程度の割合で接続できるのかどうか、それについて数字をお持ちでしたらお聞かせ願

いたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 パソコンの総台数ということでございますので、企画課のほうで答弁させていただきます。

まず、総数ということでございますが、企画課で把握しているのは出先機関とか学校等を除いた庁舎内の台数ということでお答えをさせていただきます。庁舎内のパソコンについては、総数が263台でございます。そのうち、住民生活課とか税務課で住民情報を扱うといったものが55台、それらを除きますと208台、こちらがインターネットのほうに接続は可能でございます。割合にしますと約8割程度になろうかと思えます。

これらのインターネットに接続できるパソコンにつきましても、役場のほうでは業務に直接関係のないページは閲覧ができないという形でブロックをかけた設定がなされております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 208台が接続可能ということです。今、課長の答弁にもありましたように、ブロックをかけたこと、そういったことで自由にインターネットを閲覧できるパソコンの台数というのはどのくらいあるのですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 業務に関係のないものは閲覧できないということで、どういったものをブロックしているかと申しますと、有害サイトは全部ブロックです。さらには、ブログ、こちらもブロックをかけております、さらには掲示板。議員ご質問のとおり、職員の中というか、仕事上、どうしてもブログを閲覧する必要があるという場合もございます。ブログが閲覧可能な状態になっているのは13台、5%程度でございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 それでは、5%ということですから随分と絞られているのではないかと思います。町として、いわゆるネットパトロールを定期的にやって、そういった誹謗中傷事案を押さえているのか、また、そういった作業は、町や町職員個人の名誉を守っていくためにも必要に思うのですが、町の考えとしてはどうでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【岸 豊君】 やはり、誹謗中傷は、行政にとっても不利益というか、非常に業務の妨害にもつながることだと思います。町としましては、警察当局との連携を図りながら、こういった情報があればこまめにチェックしながら、また、警察当局との情報の共有もしながら対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 いずれにしても、信憑性の薄い、インターネット上の本来の町行政の業務

に関係のない情報を、興味本位や面白半分で共有することのないように、町当局としてもくれぐれも留意してほしいと思います。くれぐれも、町や町の関連機関が、そういった下劣な情報の発信元、拡散元と思われることのないようにしていただきたいと思います。インターネット上で職員や町がいわれなき攻撃を受けたならば、町を挙げて職員を守っていくくらいの気構えで臨んでいただければ幸いです。

さて、ことしも3月です。非常に残念なこととは思いますが、この議場にいらっしゃる方をはじめとして、多くの役場職員の方が退職されていきます。皆様においては、役場の中立普遍性を守り、公務員として公平無私の立場で仕事に邁進されたこと、本当に頭が下がる思いです。

特に近年は神経をすり減らすほどのさまざまな事案の中、さらには、苦衷に満ちる業務遂行の中であっても、公共の利益を第一に考え、不当な要求に屈することなく管理職として町の発展に尽力されたことについて、敬服の限りでございます。今後とも健康に十分留意され、退職された後もそれぞれの立場で町の発展にお力添えをお願いして、私の一般質問を閉じさせていただきます。

○議長【津野田重一君】 8番・稲川 洋君の質問が終わりました。

一般質問につきまして、これをもって終わります。

○議長【津野田重一君】 本日はこれで散会といたします。

なお、あす8日は休会とし、明後日9日は午前9時より常任委員会審査を行います。お疲れさまでした。

午後0時04分 散会